

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年（2026年）2月24日

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議
会長 村岡嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
令和8年度第2のふるさとづくりの推進に関する業務
- (2) 業務内容
応募要項及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
山口県内及び本事業を実施するにあたり委託者が必要と認める地域

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第62号）に基づく資格審査を受け、企画・製作について業務委託の入札参加資格を有する者であること。
- (7) この手続の開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項等の配布

ホームページによる配布

令和8年2月24日（火）午後5時から3月16日（月）午後5時まで

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議のホームページからダウンロード
(<https://ymg-uji.jp/contract/>)

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール送信によること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局
(山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班)

(3) 提出期限

令和8年3月4日(水)午後5時まで(必着)

5 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メール送信によること。なお、電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局
(山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班)

(3) 提出期限

令和8年3月16日(月)午後5時まで(必着)

6 審査

審査は、競争入札等審査会において審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) この手続きの開始後に、2(6)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日(月)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 詳細については、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局(山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班)(電話083-933-2554、FAX083-933-2559)に問い合わせること。